

四日市市開発許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第44号

四日市市開発許可等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市開発許可等に関する条例（平成19年四日市市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第18条 この節の規定は、次の各号に掲げる地区又は区域においては適用しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項各号及び同条第2項に規定する道路又は<u>同法第43条第2項第1号の規定に基づき認められた建築物に係る道及び同項第2号の規定に基づく許可に係る空地等に接しない区域</u></p> <p>(4)及び(5) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第18条 この節の規定は、次の各号に掲げる地区又は区域においては適用しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項各号及び同条第2項に規定する道路又は<u>同法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可に係る空地等に接しない区域</u></p> <p>(4)及び(5) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備部開発審査課)